

# 琉球大学学術リポジトリ

「暴走族」・「期待族」規制条例について：  
沖縄市条例を中心に

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 仲地, 博, Nakachi, Hiroshi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1669">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1669</a>

# 「暴走族」・「期待族」規制条例について

— 沖繩市条例を中心に —

仲 地 博

## 目 次

はじめに

一 社会的背景（立法事実）

二 「暴走族追放条例」の概要

三 沖繩市における条例の制定過程

四 法的諸問題の検討

おわりに

## はじめに

全国的にいわゆる暴走族による暴走行為が平穩な市民生活を侵害し安全な交通の障害となつてゐる。警察力による規制や市民活動による暴走行為追放の運動が取組まれてゐるが、暴走行為をなくすにはほど遠い。

暴走行為追放のあたらしい方策として、一九九八年の宮城県を皮切りに、各地で「暴走族追放条例」が制定され、

二〇〇二年七月一日現在で、都道府県段階で一〇団体、市町村段階で一七六団体、計一八六団体で条例が制定されている。罰則付きの条例も、愛媛県、高知県、岡山県、千葉県、姫路市、佐賀市、飯田市等で制定されている。

沖縄市も条例の制定過程にある。しかし、「暴走族追放条例」は全国的に日が浅く一般化したといえる状態ではない。また、内容も当然ながら、それぞれの自治体の置かれた状態によってことなる。条例制定にあたり検討すべき法的課題の検討もそれぞれの自治体の経験に留まっており、簡単に参照できる形で整理されてはいない。

地方分権の時代は、個別自治体が必要とする条例をそれぞれの自治体で制定する時代であるのだが、「暴走族・期待族追放条例」は、そのかつこうの事例となる。

本稿は、「沖縄市暴走行為と暴走行為をおおる行為の防止に関する条例(案)」(以下単に沖縄市条例または市条例と略する)の議会以前の段階における検討の過程を紹介し、また法的問題を整理し、沖縄市条例の意味を明らかにするとともに、今後の条例制定の参考に供することを目的とする。(なお、筆者は、後述の二つの審議会の委員長を務めた。その過程で沖縄市当局、関係機関、他の委員から多くの教示を得た。記して感謝する。ただし、本稿は、筆者の責任において執筆されたものであり、本稿についての疑義は審議会はもとより市当局に責任はない)。

## 一 社会的背景(立法事実)

### 一 沖縄市における条例の必要性

沖縄市において暴走行為はかねて市政上の課題であり、市の第三次沖縄市総合計画においても「各地域における団体、関係機関と連携し、暴走行為等をさせない、見に行かない環境づくりを推進する」と述べられていること

ろであった。

「暴走族・期待族追放条例」制定の必要性について、沖縄市は、次のように概略を述べている。

「沖縄市の場合は、国道沿いに中部一の歓楽街があり、暴走行為を行いやすい環境にある。国道三三〇号の中央分離帯が低く、適度な照明があり、期待族が集まるのに都合がよい路地裏に空地がある。

平成七年頃から、胡屋十字路から山里交差点の区間を中心に、毎週週末に中部及び北部の一八の暴走族グループが、ディスコ・ピラミッド付近に集結し、総台数約一〇〇二十台で集団暴走を繰り返し、その暴走行為を見物するため、多数の若者がこの地域に近隣市町村から乗用車三十〇四十台で、駐停車禁止場所に駐車し、夜間から未明にかけて暴走行為を煽り、警官と小競り合いをして、市民と睨み合うなど異常な光景が目立ち、市民を威圧するような事件も発生している。また、期待族による傷害事件の発生に加え、暴力行為、通行妨害、ゴミの散乱等も目立つようになった。

また、これまで国道三三〇号沿いの六自治会の暴走族排除対策会議は、「暴走族を排除し、静かな夜を取り戻そう」と住民大会を開催し、夜間パトロールなど監視活動を取組んできたが、一向に暴走族が減る気配がなく、地域住民が安眠して暮らす生活環境は極度に悪化している。」（傍点筆者）（審議会資料）

以上の説明に見られるように、暴走族だけではなく、暴走行為を見物し声援をおくり時としてあおる、いわゆる「期待族」（三〇〇人〜四〇〇人）が地域の平穏を乱しているのである<sup>1</sup>。

市当局や警察関係者の説明、新聞等から暴走族と期待族の実態を整理すると次のようになる。①期待族は暴走行

為を期待し集まり、他方、暴走族は、期待族を期待して暴走する。期待族がいないところでの暴走は少ない。それゆえ、沖縄市、浦添市、那覇市等の都市地区での暴走行為となる。②暴走族と期待族は一部一体であり、見物していた期待族が暴走行為を始めたり、暴走行為者が「特攻服」を脱ぎ見物に回ったりする。③期待族は中学生・小学生も少なくなく、小学生が自転車暴走行為のまねをするなど、暴走族予備軍である。④期待族が単に見物にとどまらず積極化し、暴走族の逃走を幫助することがある。暴走族と期待族の深い相互関係が沖縄の特徴なのである。期待族を出現させないことが暴走行為を防ぐ手段の一つであるのだが、期待族を生み出す社会的体質が沖縄にはあり、問題の根を深くしている。夜型社会と青少年の深夜徘徊である。

## 二 沖縄の夜型社会

沖縄は夜型社会といわれる。おそらく夏は昼の猛暑と夜の寝苦しさ、冬は外出可能な温暖な気候が歴史的に夜型社会を作り出したのであろう。統計的数字を挙げる。総務省の社会生活基本調査(平成一三年度)によると、深夜起きている人の割合は全国平均に比して沖縄は高く、午前四時前に逆転する。人口一〇万人あたりのスナック、居酒屋、ディスコ、ゲームセンター等の風俗営業店舗数は、沖縄県の八三七に対し、全国三三八、九州四九三で極めて多いといえる。

## 三 深夜徘徊

このような社会を背景として青少年の深夜徘徊が多く、社会教育の一大問題となっている。深夜徘徊防止は、県教育委員会、県警察本部、県青少年課、各市町村などで積極的に取組んでおり、官民協力しての行事も多い。青少

年の深夜徘徊が多い理由は、一般に次のようなものがあげられる。<sup>6)</sup>①沖繩が夜型社会であること、②青少年の深夜外出を大目にみる社会的風潮があること、③青少年が容易に出入りできる場所が多く深夜まで営業していること、

④青少年の間に深夜徘徊が一般化して当然のように受け止められていること。

④について深夜徘徊の実態を高校生の意識から見ると、午後一〇時以後の夜間外出について、「よくする」、「ときどきする」併せて五七%となっており、夜間外出は「すべきでない」とするのは六%、「個人の自由」が五一%となっており、容認の意識が明瞭である。<sup>7)</sup>

深夜徘徊の実態を示す資料として、コンビニを全国展開しているファミリーマート提供の資料（二〇〇二年九月の統計）を紹介する。沖繩の店舗において、一〇歳未満の客で夜一〇時から深夜二時までの間に訪れたのが二・七%、同じく一〇代は、八・一%である。東京都心オフィス街は当然ながら両年齢層とも〇%、東京住宅街が〇%と〇・七%であることと比較すると沖繩の特質は明らかである。

次の二つの文章は、インターネットで拾ったものである。文章の前後から前者は他県出身の沖繩在住者であり、後者は沖繩育ちの青年であることがわかるが、青少年の深夜徘徊についての沖繩社会の雰囲気をよく示している。

①夕方の六時頃から次の日の一時二時まで、沖繩のファミリーマートなどのコンビニ前には小学生から高校生にかけての、沖繩でいうヤナワラー（良くない子供達）が集まっていて、一種異様な雰囲気をもし出しています。観光においでになっても、驚かないで大丈夫。危害はめったに加えたりしません。さすがに小学生たちは、翌日までいるのは少ないですが、中学生高校生は、基本的にチャパツ、危ないファツションで数人たむろしています。私も来た当時は、なんかこんな深夜徘徊を許してんのはどんな家庭か！と思って

いましたが、最近は一種の風景のように感じられるようになってしまいました(後略<sup>8)</sup>)。

② 沖縄育ちなんでよく知らないけど、沖縄って夜型社会だそう。僕らは違和感ないし、自分自身高校生  
の頃、部活終わって一一時、一二時くらいまで街をぶらぶらしてただけと本土の人から見ると「深夜徘徊」  
という問題行動に見えるらしい。電車がない事(終電がない)とか、大人社会そのものが夜型だとか、いろ  
いろ原因はあるみたいだけど。

青少年の深夜徘徊は、さまざまな問題と結びつく。沖縄県警の資料から紹介する<sup>10)</sup>。平成一三年の少年の非行等の  
実態は次表の通りである。

刑法犯	1,369人
特別法犯 <sup>(11)</sup>	28人
不良行為	26,698人
交通死亡	17人

刑法犯に限ると、人口当たりで全国を下回り、九州八県で言えば、沖縄は小学生八位、中学生五位、高校生八位  
で良い方といえる。問題は、二万七千人に近い不良行為である。人口比(千人当たり)で全国五十一、沖縄一〇二・

四とちよと倍になる。その中でも深夜徘徊は、約半数の一万三千弱を占め、全国と比較すると人口比（少年千人当たり）で、全国で二〇、九州二七・五、沖縄四九・七と極めて高い。深夜徘徊約一万三千人中、小学生が五二人、中学生が二千六三〇人、高校生が五千四〇二人いる。「青少年の夜遊びや深夜徘徊の現状は他府県にはあまり見られないもの」といわれ、深夜徘徊防止は、重要な社会課題となっており行政の取り組みも懸命に行われている。沖縄県青少年保護育成条例は、保護者に対して、「深夜に青少年のみで外出させないように努め（る）」義務を課し（第九条）、興行者等へは、「深夜において青少年を立ち入らせてはならない」義務を課している（第一条）。

以上のような夜型社会における青少年の深夜徘徊の実態の一つが期待族なのである。深夜徘徊の防止は、夜型社会の是正が根本であるが、地域の産業構造にまで問題が及び行政や教育の力はなかなか及ばない。今のところ治療的に、多面的総合的に地道に行う以外にないが、期待族対策もその一環として理解されるのである。沖縄市条例は、このような背景を持ち、期待族の法的規制は沖縄社会の病理に対する処方箋の一つなのである。

#### 注

(1) 沖縄の暴走族は、他県に見られるような大集団ではなく、ほとんどが中学時代の同級生グループによる小集団であり、暴力団との関係もない。そういう意味では悪質ではないという。暴走族の全国的傾向については、「暴走族の現状と対策（平成二二年）」（[www.npa.go.jp/koutsuu/shidou/home.htm](http://www.npa.go.jp/koutsuu/shidou/home.htm)）がある。

(2) 沖縄の暴走族・期待族については、沖縄タイムス一九九八年二月二日から六日にかけて連載された「子どものいる風景」がすぐれたレポートとなっている。

(3) 琉球新報のコラム「金口木舌」二〇〇二年三月二七日は、次のように述べている。「三月二四日午前四時半頃、取り締り



中の沖縄署のパトカーを期待族約百名が取り囲み、暴走族二人を逃走させた。警察官が身に危険を感じたほどである。暴走行為を見るだけでなく、凶暴性を秘めていることが分かる。」とし、「沖縄市でも来年四月の施行を目指し、期待族の禁止などを盛り込んだ「暴走族条例」の制定に動き出した。周辺住民は暴走族の騒音被害で、安眠を妨げられており、実効性のある条例が期待される」。

(4) 『青少年の深夜徘徊をなくそう(中間報告)』(沖縄県青少年問題協議会)二七頁。なお、『青少年の意識と実態調査』(平成五年三月 県生活福祉部)がある。

(5) 沖縄市内の民間の関係団体として、沖縄市青少年育成市民会議、沖縄市青少年指導員協議会、沖縄市交通安全母の会、沖縄地区交通安全協会、沖縄地区防犯協会があり、それぞれ活動している。

(6) 注4の資料の一四頁

(7) 注4の資料の二三頁

(8) [wysiwyg://42/http://www.okinawainfo.net/konhin.htm](http://www.wysiwyg://42/http://www.okinawainfo.net/konhin.htm)

(9) <http://www.mywave.co.jp/~momohara/okinawa/okidies.html>

(10) 沖縄県警察本部『少年の深夜非行の現状―守ろうシンデレラタイム、広げよう家庭・地域から』平成一四年三月、沖縄県警察本部『少年非行等の概況』平成一三年、および県警提供資料による。

(11) 特別法犯とは、刑法等の一般法に対する意味での特別法による犯人

(12) 例えば、沖縄県文化環境部青少年・交通安全課『平成一二年度青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動・沖縄県青少年育成大会事業報告書』を見れば、行政と教育の取り組みが概観できる。

## 二 「暴走族追放条例」の状況

正面から暴走族追放を目的とした条例の先駆をなしたのは、一九九八年制定の宮城県で、広島県が続き、罰則付きの条例としては二〇〇一年の姫路市が最初である。何らかの形で暴走族対策を持った条例は、二〇〇二年七月一日現在までに、都道府県段階で一〇団体、市町村段階で一七六団体、計一八六団体で制定されている。ここではいくつかの条例（参照したのは次の各県並びに市町村である。関市、久留米市、宇都宮市、中津川市、多治見市、延岡市、大衡村、広島市、佐賀市、姫路市、愛媛県、岡山県、千葉県、宮城県、高知県）をもとに暴走族追放条例の概要を示す。

### 一 暴走族規制を中心とするか

参照した条例は、暴走族規制を条例の中心にするものが多数であるが、幅広い施策の中に暴走族を位置づけて規制する条例もある。後者の条例を入手した限りで類型化して紹介する。

一つは姫路市の「姫路市民等の安全と安心を推進する条例」である。該条例は、「市民生活の平穩の確保及び他人に不安、困惑又は嫌悪を覚えさせる行為の防止について必要な事項を定め、安全で安心な地域社会を実現することを目的とする」（一条）とりたい、「市民等及び事業者は自らの安全と安心は自らの手で守るという基本認識の下」（三条）市民、事業者の責務を定める。ほとんどの条文は訓示規定であり、唯一の具体的規制は、「暴走行為の助長等の禁止」（九条）であり、ここに条例のねらいがあったことが推察できる。姫路市は、二〇〇〇年六月の「ゆかたまつり」で、三日間を通じ暴走族など二千人と警官隊が衝突、火炎瓶を投げたりする騒動（中国新聞二〇〇二年

二月一四日)があり、期待族規制の契機になったという。

二つは、姫路市条例の原型をなすとも言えるが、多治見市等岐阜県内に見られる「生活安全条例」のタイプである。<sup>1)</sup>多治見市条例を例に取れば、「安心して生活できる社会の実現を図ることを目的」とする点では姫路市に類似するが、市の施策として例示されるのは次のように広範であり、暴走行為等に限定されない。

(1) 暴力行為、薬物乱用の防止など犯罪防止に関すること。(2) 暴走行為、飲酒運転の防止など交通安全に関すること。(3) 青少年非行、虐待の防止など青少年健全育成に関すること。(4) 公害、騒音の防止など環境保全に関すること。(5) 水害、土砂崩壊の予防など災害対策に関すること。(6) その他この条例の目的を達成するために必要な事項

三つは、交通安全条例の中に位置づけるものであり、福岡・宮崎両県内の市町村に見られる。延岡市の「交通安全運動の推進に関する条例」を例にとろう。該条例は、「交通安全運動を推進することにより、交通事故、暴走行為等の未然防止を図り、安全で住みよい地域社会を実現することを目的とする」(第一条)とし、市の責務、市民の責務、事業者の責務、運転者の責務、重大事故発生時の措置、交通死亡事故非常事態宣言等を規定する。市の責務の中の交通安全運動の実施等四項目の中に、「市民生活を脅かす暴走行為を根絶するために必要な施策」を挙げている。

また、久留米市の「交通安全対策の推進に関する条例」は、交通安全教育の推進、交通環境の整備、交通事故防止対策の推進、暴走行為根絶対策の推進、飲酒運転防止対策の推進等政策課題ごとにその基本施策を規定しており、行政計画的性質をもつ条例である。

## 二 目的はどうか

条例の目的を、「暴走族根絶の促進を図り、もって県民生活の安全と平穩の確保を図ること」（宮城県条例）とするのが典型であるが、目的に「少年の健全な育成」を掲げる条例も多い。管見した条例を見る限りでは、少年の健全な育成を目的条項にするかしないかで、条例の内容が即変わるというわけでもないが、例えば目的に掲げた岡山県条例は、「暴走行為等が少年の健全な育成を著しく阻害するものであることを踏まえ」保護者の責務を規定し、また「学校、職場その他少年の育成に携わる関係者」にも責務を課している。

## 三 規制の対象は何か―特に期待族を対象とするか

多治見市、関市等の生活安全条例では、単に市の責務として暴走族対策の施策を求め、あるいはもう少し踏み込み関係行政機関へ施策を要望することを求めている。自治体の行政上の目標を明らかにするタイプの条例である。久留米市の交通安全対策の推進に関する条例では、ここから一歩進み、暴走族が集合する場所の管理者に「使用させないよう努めなければならない」として市民の責務を具体化している。さらに、宮城県等の暴走族根絶の促進に関する条例では、暴走族根絶に問題を絞り、県民の責務、事業者の責務、自動車等の運転者の責務、市町村の責務、県の責務等を定め関係者が一体となり総合的対策が行える根拠条例となっている。

次の段階は、単に訓示規定ではなく、条例でもっと効果的な禁止や規制ができないかということになる。道路上における暴走行為は、道路交通法が禁止している。条例で規制している事項の例を、「千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例」、「岡山県暴走族の追放の促進に関する条例」、「広島市暴走族追放条例」から挙げよう（各条例が次のすべてを規定しているわけではない。ここでは網羅的に紹介してある）。

- 1 暴走行為を行う目的で、自動車等を準備して道路、公園、駐車場、空地その他の場所に集合すること。
- 2 人に対し暴走行為を行うよう勧誘し、又は強制すること。
- 3 公衆が入り出すことができる場所（道路を除く）において、正当な理由なく、著しく公衆に危険又は迷惑を覚えさせるような方法で、自動車等を急発進させ、急回転させる等により運転し、又は空ぶかしさせること。
- 4 暴走行為等を行うこと又は暴走行為等を助長することを目的として、タオル、手ぬぐいその他これらに類するものを使用して、顔面の全部または一部を覆い隠して自動車に乗車すること。
- 5 暴走行為等を行うことを目的として、暴走族の名称を示すような文字、図形又は模様やししゅう等が公衆の目に触れるような状態で着用して自動車に乗車すること。
- 6 公共の場所において、当該場所の所有者又は管理者の承諾又は許可を得ないで、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるような集又は集会を行うこと。
- 7 公共の場所における祭礼、興行その他の娯楽的催物に際し、当該催物の主催者の承諾を得ないで、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるような集、集会又は示威行為を行うこと。
- 8 現に暴走行為を行っている者に対し、当該暴走行為を助長する目的で、声援、拍手、手振り、身振り又は旗、鉄パイプその他これらに類するものを振ることにより暴走行為をおおること。
- 9 8 がある行為であり、いわゆる期待族の規制である。あおり行為を何らかの形で規制対象にしたのは、後述の沖縄県青少年保護育成条例に見るように、必ずしも姫路市が最初ではない。しかし、姫路市条例は、期待族を正面から規制対象にし、以後、姫路市条例はモデルのひとつになっている。姫路市条例第九条は、期待族の規制を次のように限定している。まず、人的対象は、一暴走行為をする者又は暴走行為に対する警察による取締りを見物する

目的で集合した」者であり、場所の対象は、「道路、公園、広場、駅その他公衆が出入りすることができる場所」であり、規制される行為は、(1)現に暴走行為をしている者に対して、声援、拍手、手振り、身振り又は旗を振ることにより、暴走行為をあおること。(2)二人以上共同して、正当な理由がないのに、顔面の全部又は一部をその者を特定することができない程度に覆い隠して、他人に不安を覚えさせるような仕方で行うこと。(3)二人以上共同して、暴走行為をする際に使用する集団の名称を示すような文言(記号を含む。)を強調するように刺しゅうした服を当該刺しゅうが見えるように着用して、威勢を示すような姿で通行すること」の三つである。姫路市条例以後、愛媛県、高知県、佐賀市等が期待族を規制対象としている。

#### 四 罰則があるか

条例において刑罰を科する旨の規定を定めることができる(地方自治法第一四条第二項)。刑罰を設けることは条例の実効性を確保するための重要な手段であるが、刑罰は住民の人身や財産に対する侵害であるゆえ、慎重でなければならぬ。

「暴走族追放条例」に、刑罰を付したのは姫路市が最初である。しかし、どのような行為に対して刑罰を科すかは、自治体によって異なり、条例が地域の特色に応じた自治立法であることがよくうかがえる。現在確認できる範囲で次の三種がある。

道路交通法は、第六八条で暴走行為の典型である共同危険行為を規制することを初め、種々の暴走行為を禁止しその違反者に刑罰を科している。それゆえ、そのような行為はあらためて条例で規制する必要はない。そこで、道路交通法が適用されない場所における暴走行為を処罰の対象とするのが一つであり、例えば千葉県条例は、道路外

における「正当な理由なく、著しく公衆に危険又は迷惑を覚えさせるような方法で、自動車等を急発進させ、急回転させる等により運転し、又は空ぶかしさせること」を禁止し、違反者に五万円以下の罰金を科す規定を置く。

二つ目が、期待族の処罰である。例えば先に紹介した姫路市条例は、禁止する助長行為を三つ挙げているが、その内第一号規定のあおり行為に、五万円以下の罰金を規定している。

三つ目が、集会に対する処罰であり広島市条例が規定する。広島市条例第一六条は禁止事項として、あおり行為等四項をあげる。その中で、「公共の場所において、当該場所の所有者又は管理者の承諾又は許可を得ないで、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるような集又は集会を行うこと（第一号）。公共の場所における祭礼、興行その他の娯乐的催物に際し、当該催物の主催者の承諾を得ないで、公衆に不安又は恐怖を覚えさせるような集、集会又は示威行為を行うこと（第二号）」と、い集・集会を禁止していることが特徴的である。集会に対する規制は憲法上の問題が生じるおそれがあり、事実、条例の審議段階において、広島弁護士会が慎重審議を求め、自由法曹団広島支部は、基準が抽象的で集会の自由を侵しかねないと反対を表明している（中国新聞二〇〇二年三月六日、三月一六日）。このような懸念を念頭においたものであろうが、広島市条例は、かなり絞りをかけている。一つは、処罰対象は禁止事項のすべてではなく、一号のみであり、場所は、「本市の管理する公共の場所」であり、形態は、「特異な服装をし、顔面の全部または一部を覆い隠し、円陣を組み、又は旗を立てる等威勢を示すことにより行われ」ることを要し、さらに、事前の市長の退去命令があることを要件としている（第一七条）。地域の実情に応じた規定になっているのであろう。

なお、広島市条例は、違反者に対して、六月以下の懲役又は一〇万円以下の罰金と、「暴走族追放条例」の中では最も重い刑罰を規定している。

## 注

(1) 同種のものとして沖縄市には「沖縄市安全で住みよいまちづくりに関する条例」がある。同条例は、暴走族については触れていない。

(2) 岡山県条例もこのタイプで、あおり行為を処罰の対象としない。岡山県では、青少年保護育成条例において違法運転の勧誘、あおり、そそのかし若しくは強制を禁止しており、この条例との整合性をはかったようである。

## 三 沖縄市における条例の制定過程

期待族の規制が可能か、特に規制の実効性を確保するため罰則を付すことができるかという問題は、憲法問題にまで議論が及ぶ可能性があることから、沖縄市では慎重な検討を行っている。沖縄市では条例案の作成のため、二つの審議会を設置した。一つは主として法律専門家や取締り当局と市内部委員（総務部長と市民部長）（計八人）からなる「沖縄市暴走行為防止に関する条例案作成委員会」であり、もう一つは主として教育関係者と地域住民代表（計一五人）からなる「沖縄市暴走行為防止に関する条例策定委員会」である。両委員会の委員長は、連絡の密を配慮したと思われるが同一人を配置している。いずれも設置要綱によって設置されている。二つの設置要綱によれば、前者は、「条例案を作成するため」設置され、後者は「条例の制定について広く市民の意見を求めるため」設置される。二つの委員会の役割の分担は、「作成委員会」が、法的・専門的な調査検討を行い、「策定委員会」は、市民の率直な意見の反映ということであろう。

両委員会ともに、市長から後述の三案が諮問された。両委員会の運営は、実際には、策定委員会の意見を聴取し



た後、それを踏まえて作成委員会で諮問案を検討して条例案を作成し、その案を策定委員会で再び審議して条例案を策定するという手続きが取られた。市長の下に同一問題を扱う並列の諮問機関ができた形となっており、いささか複雑であり他に例を聞かないが、沖縄市がこの問題にいかんにか慎重に取組んだかの証左であろう。実質的には策定委員会が親委員会で、作成委員会はその専門委員会と考えれば理解がしやすい。

両委員会には、市長から、「沖縄市暴走行為防止に関する条例（案）」がA案、B案、C案として諮問された。

三案とも、暴走行為を「道路交通法第六八条又は第七一条の二の規定に違反する行為」とした上で、暴走行為をおおる行為を禁止することを内容とする。三案の違いは、禁止違反に対して、制裁措置を規定するか、規定するならばどのような措置かという点である。A案は、五万円以下の罰金、B案は氏名の公表、C案は制裁措置なし、である。

策定委員会の意見は、概してより厳しい内容を求めるものであった。具体的には次の諸点である。①道路交通法第六八条は、単独での行為は対象にしないが、それも規制の対象にできないか。②B案の公表制度は、実効性が乏しいこと、また子どもたちの将来への影響も心配されるので反対。③A案を支持するが、罰則の五万円以下というのは軽すぎる。④業者について、衣服等への刺繍は、明確に禁止するか、罰則をつけるべき。

策定委員会の議論をうけて、作成委員会はA案を中心に議論が進められ、ほとんど全条を修正して条例案を答申した。なお、策定委員会は二度、作成委員会は七度開催された。なお、作成委員会は、夜中の現場の視察を二度行っている。

次に、諮問案のうちA案を紹介する。

なお、作成委員会において作成された案は、後掲するが、策定委員会の意見は、次のように反映された。①につ

いては、単独でのスピード違反、信号無視、騒音等の暴走行為は、道路交通法で規制されており、条例で規制する必要はなく、道路交通法以上の罰則を設けるとなると条例の限界を越える。②実効性を確保するため罰則を設ける。③罰金の上限を一〇万円に引き上げる。④業者を含む関係者への協力要請の根拠となる条文（第九条）を置く。

#### 沖繩市暴走行為防止に関する条例（A案）

##### （目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び自動車等の運転者が一体となって、暴走行為の防止を図り、もって市民生活の安全と平穩の確保及び青少年の健全な育成を目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業者 沖繩市の区域内で事業を営む者又はその団体をいう。
- （2） 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第一〇号に規定する原動機付自転車をいう。

- （3） 暴走行為 法第六八条又は、法第七一条の二の規定に違反する行為をいう。
- （市の責務等）

第3条 市は、第一条の目的を達成するため、暴走行為の防止に必要な施策を実施するよう努めなければならない。

2 関係機関、関係団体は、前項に規定する施策を推進し、市と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、暴走行為の防止に努めるとともに、暴走行為の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自主的に交通安全及び暴走行為の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 自動車等の部品の販売を業とする者は、暴走行為を助長するような自動車等の部品の販売しないよう努めなければならない。

3 自動車等の修理又は販売を業とする者は、暴走行為を助長するような自動車等の改造改造後の自動車等が法第六二条に規定する整備不良車両(以下「整備不良車両」という)となるものに限る。)をしないよう努めなければならない。

4 自動車燃料の販売を業とする者は、整備不良車両であることが外見上明らかな自動車等の運転者又は道路運送車両法(昭和二六年法律第一八五号)第十九条の自動車登録標を取り外し又は隠ぺいし若しくは折り曲げた自動車等の運転者に対し、燃料を販売しないよう努めなければならない。

5 衣服等への刺しゅう又は印刷を業とする者は、暴走族であることが推認される文言の刺しゅう又は印刷をしないよう努めなければならない。

(駐車場所有者等の責務)

第6条 駐車場、空き地等の所有者又は管理者は、当該駐車場、空き地等に暴走族を集合させないための措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴走行為の助長等の禁止)

第7条 不特定多数の者が、暴走行為をする者又は暴走行為に対する警察による取締りを見物する目的で、道路、公園、広

場、その他公衆が出入りすることができる場所に集合した場合において、当該目的でその場所に集合した者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴走行為をしている者に対して声援、拍手、手振り、身振り、又は旗を振ることにより、暴走行為をおおること。
- (2) 二人以上共同して暴走行為をする際に使用する集団の名称を示すような文言を強調するように刺しゅうした服を見えるように着用して威勢を示すような姿で通行すること。

(罰則)

第8条 第七条第一号の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

(沖縄市暴走行為防止協議会)

第9条 市長は、市民生活の安全と平穏な地域社会作りの施策を協議させるため、沖縄市暴走行為防止協議会(以下「協議会」という)を設置することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附則 (略)

#### 四 法的諸問題の検討

本節では、沖縄市条例(案)の制定過程において問題となった諸点を中心にしながら、法的諸問題について検討する。なお、審議会が答申した条例案は後掲する。

一 法律と条例の関係について

条例は、憲法第九四条、地方自治法第一四条第一項により、法令の範囲内でなければならぬ。「暴走族追放条例」は、道路交通法との関係が問題となる。

道路交通法は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的」（第一条）とし、運転者、歩行者に義務を課しあるいは禁止事項を定めている。

道路交通法第六八条（共同危険行為等の禁止）は、暴走族規制を目的に制定されている。当初、道路交通法は、個々の車両の通行を前提としており、集団で通行する場合を想定していなかった。そこで、集団で走ることによって、交通の危険を生じさせ他人に迷惑を及ぼす行為の規制を行うために昭和五三年の法改正によって設けられたのが本条である。<sup>1)</sup> 条例で道路交通法以上の暴走族規制をすることが可能かが問題になる。具体的例を上げて検討する。例えば、策定委員会から提起された単独の暴走行為の規制である。道路交通法第六八条は、「二人以上の…運転者は二台以上…を連ねて通行させ…共同して、著しく道路における交通の危険を生じさせ、または著しく他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない」と規定しており、単独の行為は、第六八条では規制対象ではない。しかし、単独の行為は、もともと道路交通法の前提としておられるところであり、第六八条以外で、禁止あるいは義務付け等がなされている。信号に従う義務（第七条）、通行区分（車道の通行、左側通行）（第一七条）、最高速度の制限（第二二条）、整備不良車両の運転禁止（騒音を故意に発生させるような車両の運転禁止）（第六二条）、急発進・空ぶかしの禁止（第七一条第五号の三）、消音器なし車両の運転禁止（第七一条の二）等である。道路上での通行に関する限りでは、とりあえずこれ以上の規制を条例でする必要は想定されない。

特に、罰則付きで禁止をするとすると、地方自治法第一四条第三項との関係が問題となる。第一四条第三項は、

「法令に特別の定めがあるものを除くほか」罰則を設けることができると規定する。道路における危険行為や迷惑行為の禁止は、地方自治法にいう「法令に特別の定めがあるもの」に該当すると考えられ慎重な検討が必要であろう。

かくして、条例で法律と同一事項を規制するとなると、道路交通法の適用がない場所ということになる。いわゆる横だし規制である。先行の条例には、道路外急発進、急回転、空ぶかしを規制する例があるが、沖縄市条例では市の状況から特にその必要性を認めなかったということであろう、そのような規制はしていない。

次に歩行者であるが、道路交通法第七七条第四項第二号は、「道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ち止まっていること」を禁止し、違反者には五万円以下の罰金を科している（第一二〇条）。場合によっては、沖縄市条例と観念的競合となる場合もあろう。

## 二 県条例と市条例の関係について

都道府県と市町村は、基本的に同格であり上下の関係にない。しかし、地方自治法は、「市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」（第二条第一六項）、「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とする」（同第一七項）と、いわば都道府県優位を述べている。

都道府県条例と市町村条例の関係は、法律と条例の関係ほど詳細な議論はなされておらず、都道府県条例と市町村条例の優劣関係は、十分に明確にされているとは言えないが、「両者が抵触する場合には、その限度で市町村条例が無効とされる」とされている。

沖縄市条例で県条例との関係が問題になったのは、沖縄県青少年保護育成条例（以下「県条例」と略する場合がある）において暴走行為をおおる行為を禁止し（第一八条の二の第一項）、その違反に対して一年以下の懲役又は

五十万円以下の罰金を課す旨の規定(第二条第二項第一号)があることによる。沖縄県青少年保護育成条例は次のように規定している。

第一八条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 薬品類等を不健全に使用する行為
- (3) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
- (4) とばく、飲酒又は喫煙
- (5) 入れ墨を施す行為
- (6) 暴行、脅迫又は恐喝

第一八条の二 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為、道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)第六八条(共同危険行為等の禁止)に規定する行為若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

(2) 何人も、青少年を構成員の全部若しくは一部とする前項に規定する行為(家出に係るものを除く)を行うことを目的とする集団(以下「集団」という)を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、集団に加入するよう、若しくは集団から脱退しないよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

西日本を中心に一〇県の青少年保護育成条例（青少年健全育成条例、青少年愛護条例、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例）を調査してみたところ、沖縄県条例の第一八条に相当する規定（有害行為のための場所の提供、周旋の禁止）はすべての県の条例に存するが、第一八条の二に類似する規定（道路交通法第六八条に規定する行為をおおる行為の禁止の部分）は少ない。岡山県青少年保護育成条例は、非行助長禁止があり、違法運転が非行行為としてあげられているが、道路交通法第六八条は明示されていない（第一九条）。また、山口県青少年健全育成条例の第十二条の四は、「何人も、青少年に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十八条の規定に違反する行為をするように勧誘し、又は強要してはならない」と共同危険行為（暴走行為）の勧誘・強要の禁止はあるが、あおり行為の禁止はない。沖縄県青少年保護育成条例の共同危険行為（暴走行為）のあおり行為の禁止は、他県にはあまり見られない規定と思われる。

県条例の禁止するあおり行為は抽象的であり、何が禁止される行為か明確でない。第一八条の二第一項と第二項を併せ読むと、集団的・組織的なあおりを予定していると解釈できないこともないが、それを含め、道路における不特定多数の者のあおりも含まれるとするのが素直な解釈であろう。

県青少年保護育成条例と沖縄市条例は抵触するか。両条例は、（青）少年の健全な育成という目的が共通し、また、罰則の対象となる行為も共同危険行為（道路交通法第六八条）のあおりで共通する。県条例は、青少年をおおることを禁止しており、暴走行為者（共同危険行為者）が青少年以外である場合は適用されない。市条例では年齢を問わずあおってはならない。青少年の場合において両条例は明確に抵触することになる。両条例は抵触すると結論されよう。

沖縄市条例は、県条例との抵触問題を避けるため、県条例の優先的適用を認め、適用除外を定める条項（第一三



条第二項)をおいた。

現実の法の運用においては、県条例の適用はその抽象性の故に困難がある。また、暴走行為者に一八歳未満(県条例の適用)と一八歳以上(市条例の適用)が混在しているとき、特定のものをおったのか立証上の困難も生じる。現実には市条例の適用となると思われる。

事前のあおり行為については、市条例の適用がないのは明らかで、県条例の適用の可能性がでてこよう。

### 三 公表制度について

沖縄市は、当初三案を準備し、その中のB案は、あおり行為を行った者の氏名を公表するという案であったことは前述した。市は、まず刑罰ありきと考えていたわけではないことは、制裁措置を持たないC案も準備したことに伺える。刑罰は人権に対する侵害の程度が強い。そこでより穏やかな行政的手段として公表制度を考えたのである。しかし、これについては、策定委員会において少年への教育的配慮から、疑義が提起された。公表制度を採用する場合は、公表の可否を個別に審査する教育者などからなる委員会の設置や穏やかな公表の方法などの工夫が必要であろう。ただ、氏名の公表が、目立たない方法であれば実効性を問われ、実効性を確保しようとする、少年の人権や教育的配慮が問われるという二律背反がある。

基本的問題は、少年の人権への配慮である。少年法第六一条は、「当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」としており、また犯罪捜査規範(国家公安委員会規則)第二〇六条も、「少年事件について、新聞その他報道機関に発表する場合においても、…その者を推知することができるようなことをしてはならない」と少年への配慮をうたう。少年法を尊重すると、公

表制度は問題があるといわざるをえないであろう。

#### 四 条例の目的

沖繩市条例は、「市民生活の安全と平穩の確保」及び「少年の健全な育成」の二つの目的を掲げた。騒音に悩む市民の保護が条例制定の契機であるにしても、冒頭で述べた社会的背景を見れば、深夜徘徊をする少年たちの健全な育成もまた重要な目的であることがわかる。市は、そのことを意識したのである。策定委員会には学校長を始め六人の教育関係者を配置している。第四条は、市の責務を「第一条の目的を達成するため必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する」と規定するが、二つの目的を意識した施策の策定が要求されているのである。第一条で設置される沖繩市暴走行為防止協議会の協議事項も、「市民生活の安全と平穩な地域社会づくり及び少年の健全育成の施策」であることが確認的に述べられている。

また、この観点から保護者（五条）と学校等関係者（六条）にも責務を課している。「暴走族に加入させない」ことはもとより、「見物に行かせない」よう努めることを求めている。

#### 五 禁止される行為

沖繩市条例が禁止する行為は、暴走行為ではない。暴走行為の禁止は、すでに道路交通法で行われている。沖繩市条例があらたに禁止するのは、暴走行為の助長等であり、一つはあおり行為（第一〇条第一号）、もうひとつはいわゆる特攻服を着用しての通行（同条第二号）である。

罪刑法定主義の要求することは、刑罰法規の内容が明確であることである。人倫に反するいわゆる自然犯に比べ、

法定犯は内容の明確性が問題になりやすい。裁判で、明確性が争われる事例は、行政的刑罰法規に関するものが多くと言われるのがこのことを示している。明確性の一般的基準は、一法文の規定から通常一般人が課罰的行為の基準を理解できる程度のものであれば、明確性の要請をみたしているものと解してよ<sup>3)</sup>、「い」と言われる。沖縄市条例第一〇条は、先行する条例をモデルにしているが、この基準を満たしていると言えよう。

明確性の点から問題になるのは、「身振り」である。身振りによるあおり行為は、声援、拍手、手振り、又は旗等を振ることに比べ予想しにくい<sup>4)</sup>が、近年は、「ウェーブ」と呼ぶ声援の送り方があることから、身振りによるあおり行為もありえよう。

禁止されるあおり行為は、暴走行為をあおる行為であり、その暴走行為とは、(ア) 道路交通法第六八条違反行為、(イ) 道路交通法第一七条、第七一条第五号の三、第七一条の二の各条項に違反する行為、(ウ) 沖縄県道路交通法施行細則第一二条第一一号(旗等を携帯している者を乗車させないこと)、第一七条第九号(道路で旗等を出し、振回してはならない)の各条項に違反する行為である(第二条第五号)。(ア)と(イ)を分けて規定した理由は、罰則との関係であり、次に述べる。(ウ)を禁止事項として挙げた条例は、沖縄市条例が初めてと思われる。

なお、他の条例で、暴走行為とされるものを念のため上げる。道路交通法第七条(信号機の信号等に従う義務)、第二二条第一項(最高速度)、第五五条(乗車又は積載の方法)、第五七条第一項(乗車又は積載の制限)、第六二条(整備不良車両の運転禁止)の各条項に違反する行為である。

## 六 罰則の適用

どのような行為が処罰されるか。沖縄市条例は、先行の条例に範を取っているが、相当に限定的である。

(1) 暴走行為又はその取締りを見物する目的で集合している者であること(第一〇条)。たまたまの通行人は、あおり行為を行っても処罰されない。(2) 道路等公衆が出入りすることができる場所で(第一〇条) あおったこと。私住所でのあおり行為は処罰されない。(3) 暴走行為をしている者をおおること(第一〇条)。「している」とは現在の暴走行為に限定していると解され、事前事後のあおりは処罰の対象ではない。(4) あおり行為は、「声援、拍手、手振り、身振り、又は旗、鉄パイプその他これらに類するものを振ること」によって行われた行為であること(第一〇条)。(5) あおる対象である暴走行為が、道路交通法第六八条違反の行為であること(第一三条)。他の暴走行為をおおっても処罰の対象ではない。(6) 重点禁止区域においてあおったこと(第一二条、第一三条)。あおり行為は、公衆が出入りすることのできる場所であれば市の全域で禁止されるが、処罰の対象となるのは、市長が重点禁止区域として指定した地域である。重点禁止区域の指定に際して市長は、沖縄市暴走行為防止協議会の意見を聴かねばならない。

以上のような絞りにより濫用が防止される。

なお、道路交通法第六八条以外の暴走行為のあおり行為も処罰の対象にすべきかが問題になる。市民の平穏を直接侵害しているのは、暴走行為であり、あおり行為ではない。それゆえあおり行為を罰するには、暴走行為が具体的に危険、迷惑を惹起していることを必要とすると思われる。条例が定義する各暴走行為は、いずれも道路交通法等に違反する行為であるが、かならずしも具体的に危険の発生を要件としているわけではない。例えば、第二二条「最高速度」は、具体的危険を他に及ぼすかどうかは関係なく禁止される。あおり行為を処罰するのは、「著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼす行為」を禁止する第六八条違反のあおり行為に限るのが妥当であろう。また、道路交通法違反の通行であっても、刑罰の比較的軽いものもあり(例えば、道路交

通法第七一条の二違反の罰則は二万円以下の罰金又は料料)、そのおとり行為に刑罰を科すことができるかも知疑問であり、刑罰の均衡の点からより悪質な共同危険行為にのみ刑罰を科すことにしたが、この面においては今後の検討課題である。

注

(1) 道路交通法については、道路交通執務研究会編『一二訂版執務資料道路交通法解説』(東京法令出版)を参照

(2) 原田尚彦『地方自治の法としくみ全訂三版』(学陽書房二〇〇一年)一七三頁。なお、同書的全訂二版では、「どのような場合に抵触とみるかは、先に述べた法令と条例との関係が、そのままではまる」と述べられているが、全訂三版においては削除されている。

(3) 福田平『行政刑法(新版)』(有斐閣昭和五三年)四七頁

おわりに

地域や住民の必要に応じて法は制定される。暴走族追放条例のバリエーションはそのことをよく示している。暴走行為の規制そのものは、道路交通法の分野であり、沖縄市の場合には夜型社会の中の期待族の規制が条例の役割になった。沖縄市の地域住民が望むものは、静かな夜である。道路交通法では第七一条の二消音器不備の自動車等の運転禁止、第六二条整備不良車両の運転禁止、第七一条第一項五号の三空ぶかしの禁止が謳われているが、住民が満足できる状態まで取締りができる体制にはない。期待族がいなくなることは、暴走族にとって暴走のし甲斐が

ないことになり、相当の効果が期待できる。しかし、法的規制のみで期待族を根絶できるか、仮に強い規制で根絶できたとしても期待族の問題の本質が解決されたわけではなく、法で社会の是正ができるかが問われるのである。

#### 資料

#### 沖縄市暴走行為と暴走行為をあおる行為の防止に関する条例（案）

##### （目的）

第1条 この条例は、市、市民、保護者、学校等関係者、事業者、施設等管理者及び自動車等の運転者が一体となって、暴走族等による暴走行為と暴走行為をあおる行為を防止することにより、市民生活の安全と平穩の確保及び少年の健全な育成を目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第一〇号に規定する原動機付自転車をいう。
- （2） 少年 二十歳未満の者をいう。
- （3） 保護者 少年法（昭和二十三年法律第一六八号）第二条第二項に規定する保護者をいう。
- （4） 事業者 沖縄市の区域内で事業を営む者又はその団体をいう。
- （5） 暴走行為 次に掲げる行為をいう。

(ア) 法第六八条の規定に違反する行為。

(イ) 法第一七条の規定に違反する行為又は、法第七一条第五号の三、若しくは法第七一条の二の規定に違反する行為。

(ウ) 沖縄県道路交通法施行細則(昭和四七年沖縄県公安委員会規則第一〇号)第二二条第一一号又は第一七条第九号の規定に違反する行為。

(6) 暴走族 暴走行為をする集団をいう。

(7) 暴走族等 暴走族及び暴走行為をする者をいう。

(市の責務等)

第3条 市は、第一条の目的を達成するために必要な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、市が実施する暴走行為の防止に関する施策に協力するとともに、暴走行為の防止に努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、暴走族及び暴走行為が少年の健全な育成を阻害するものであることを踏まえ、その監護に係る少年に関し、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 暴走族に加入させないようにするとともに、暴走族に加入していることを知ったときは、暴走族から離脱させること。

(2) 暴走行為を行わせないこと。

(3) 暴走行為に係る自動車等に同乗させないこと。

(4) 暴走行為の見物に行かせないこと。

（学校等の関係者の責務）

第6条 学校、職場その他少年の育成に携わる団体の関係者は、その職務、活動等を通じ、相互に連携し、暴走族への加入又は暴走行為若しくはその見物を防止するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、自主的に交通安全及び暴走行為の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 自動車等の部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、暴走行為を助長するおそれのある自動車等の部品の販売若しくは取付け又は自動車等の改造をしないよう努めなければならない。

3 （略）（A案第五条第四項と同じ）

4 （略）（A案第五条第五項と同じ）

（施設等管理者の責務）

第8条 公園、駐車場、空地その他の施設等の管理者は、暴走族等又は暴走行為を見物する者を集合させないための措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等に対する協力要請）

第9条 市長は、暴走族等の追放のための施策の実施について、必要に応じ、関係機関及び関係団体又は関係事業者に対して協力の要請をすることができる。

（暴走行為の助長等の禁止）

第10条 不特定多数の者が、暴走行為をする者又は暴走行為に対する警察による取締りを見物する目的で、道路、公園、広場、



その他公衆が出入りすることができる場所に集合した場合において、当該目的でその場所に集合した者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴走行為をしている者に対して声援、拍手、手振り、身振り、又は旗、鉄パイプその他これらに類するものを振ることにより、暴走行為をおおること。

(2) (略) (A案第七条第一項第二号と同じ)

(沖縄市暴走行為防止協議会)

第11条 市長は、市民生活の安全と平穏な地域社会づくり及び少年の健全育成の施策を協議させるため、沖縄市暴走行為防止協議会(以下「協議会」という。)を設置することができる。

2 協議会は、一五人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、暴走行為等の追放の促進について優れた意見を有する者から市長が委嘱する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(重点禁止区域の指定)

第12条 市長は、道路、公園、広場その他公衆が出入りすることができる場所で、市民生活の平穏を確保するため必要があると認める区域を暴走行為助長重点禁止区域(以下「重点禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点禁止区域を指定する場合には、協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第一項の規定により重点禁止区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、重点禁止区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

## （罰則）

第13条 前条の重点禁止区域において、第一〇条第一号の規定に違反して、第二条第五号アに規定する暴走行為をおつた者は、一〇万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定の適用を受ける者が、沖縄県青少年保護育成条例（昭和四七年沖縄県条例第一一号）第一八条の二に規定する法第六八条のあおり行為を行い、同条例第二二条第二項第一号の規定の適用を受ける場合は、前項の規定は適用しないものとする。

## （委任）

第14条（略）（A案第一〇条と同じ）

## 附則（略）

## 付記

朝日新聞二〇〇二年一月二二日付け朝刊は、「暴走族に勧誘、懲役も」「暴力団の後ろ盾想定」との見出しで、愛知県の条例制定の動きを伝えている。内容は次の通り。「愛知県と愛知県警は二一日、暴走族の取り締まりを強化する暴走族追放条例案をまとめた。暴走族に加わるよう勧誘したり、脱退を妨害したりした場合や、暴走行為を手助けした見返りに金品を受け取った場合には、懲役刑を含む罰則を盛り込んだ。∴暴力団が暴走族の後ろ盾となり、「面倒見料」を受け取っているケースなどを想定しており、資金源を封じ込める狙いもある。違反した場合、六ヶ月以下の懲役または五〇万円以下の罰金を科す」。禁止行為の新しい形であり、条例がそれぞれの地域の必要に応じて作成されることをよく示している。